

(5条関係)

由 布 市 交 際 費 支 出 基 準

令和5年4月1日現在

支出区分		支出条件又は対象者			金額、限度額	備 考
1	会費	各種団体等（民間企業である場合を除く。ただし、当該民間企業が市政運営に大きく貢献していると認められる場合は含む。）が行う会合に構成員又は来賓として出席する場合の懇談会費			金額が案内文書等に明記されている場合はその額とし、明記されていない場合は、一件10,000円を限度	懇談会等に複数参加の場合はその人数分とする。但し、人数は、必要最小限に留めるものとする。
2	祝金等	慶事の際の生花及び飲食を伴う祝賀会等の経費			実費相当額とし、10,000円を限度	金額が案内文書等に明記されている場合は、その額とする。
		総会大会等行事で飲食を伴うもの			実費相当額とし、10,000円を限度	
		総会大会等行事で飲食を伴わないもの			5,000円以内	
3	協賛金	各種団体等が行う事業に対し、市費からの助成又は補助等がなく、公益性が特に認められるもの			10,000円以内	
4	激励金	市の宣伝及び施策の推進等に功績があると認められる団体及び個人			(1) 全国・九州大会等への出場 10,000円以内	由布市文化・スポーツ活動激励金など、由布市および由布市教育委員会から別途支出される場合を除く。
					(2) その他 適宜対応	
5	弔慰金等	香典 (生花) (供物)	市政関係者（地元選出国會議員・県議會議員、近隣・関係自治体の長、市議會議員、市長、副市長、教育長、公共性のある組合・団体の長）	本人、配偶者及び実父母あるいは同居の父母	10,000円以内	市長又は代理者が赴かない場合は、弔電に代える。（市民を含む。） 合同葬等については別に定める。 なお、現職の由布市政関係者、市職員の死亡については、合同葬に関する内規に準じるものとする。
			元、前の市長、副市長、教育長が退任後5年以内の死亡	本人	10,000円以内	
			教育委員、選挙管理委員、公平委員、監査委員、固定資産評価審査委員、農業委員、自治委員、消防団長、副団長、民生児童委員、人権擁護委員、交通指導員、少年補導員等	本人	10,000円以内	
			一般職員、消防職員	本人及び配偶者	10,000円以内	
6	見舞金	入院等市長が特に認めるもの（1月以上）			本人	10,000円以内
		災害（地元出身の国會議員・県議會議員、市長・副市長・教育長・市議會議員・一般職員・消防職員・市民）			住居全焼（全壊）	20,000円
					住居半焼（半壊）	10,000円
7	その他	来客や訪問先等への土産品（市政運営上必要と認められる場合に限る。）				1団体当たり10,000円を限度
		市長名刺印刷代				社会通念上必要と認められる額
		市長が特に必要と認めた場合				社会通念上必要と認められる額

※ 公職の候補者が選挙で当選した場合の祝金品は、一切支出しない。